

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○鉢呂委員長 御異議なしと認めます。よって、
そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○鉢呂委員長 田村憲久君外四名提出、障害者自立支援法等の一部を改正する法律案及び園田康博君外六名提出、障害者自立支援法の廃止を含め障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律案の両案を一括して議題いたしました。

提出者より順次趣旨の説明を聴取いたしました。
加藤勝信君。

障害者自立支援法等の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○加藤勝信君 ただいま議題となりました障害者自立支援法等の一部を改正する法律案につきまして、自由民主党・無所属の会及び公明党を代表して、その提案の理由及び内容の概要を御説明申します。

障害者自立支援法等の一部を改正する法律案につきましては、同法の附則に施行後三年を以降とする検討規定が定められておりました。我々の政権下におきましては、与党主導のもと社会保障審議会において、地域における自立した生活のための支援等の課題について議論を重ね、改正案を取りまとめ、昨年の第百七十一回国会に閣法として提出していたところであります。その内容は、利用者負担の見直し、障害者の範囲及び支援の強化等制度全般にわたるものであり、関係者の皆様からもその成立が強く期待されていたものであります。が、委員会に付託されることなく、解散となつてしましました。

しかしながら、この改正案は、障害者施策推進のために極めて重要な内容であることから、我々は、これを改めて提出すべく検討してまいりました。検討に当たっては、より一層障害者等の関係者の皆様のニーズに合ったものとするため、数次にわたり意見を聴取する機会を設けました。本法律案は、それらの意見を可能な限り反映したものであります。

以下、この法律案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、障害福祉サービス等の利用者負担について、利用者の家計の負担能力に応じた負担が原則であることを明示することとしております。

第二に、発達障害者が障害者に含まれることを明示するほか、障害程度区分の名称及び定義を見直し、障害の多様な特性その他の身心の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを示す区分であることと明確化することとしています。

第三に、相談支援体制を強化するため、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを市町村に設置できることとするほか、利用者がより適切なサービスを利用できるよう支給決定手続を見直すこととしております。

第四に、障害児ができるだけ身近な地域で支援を受けられるようにするため、現在、障害種別に分かれている障害児の施設について、障害種別を超えた利用ができるよう一元化するとともに、通所による支援の実施主体を市町村とすることとしております。

以上は昨年の閣法にあつた事項でありますが、このほかに次の三点を加えることとしております。

第一に、目的規定等に含まれている「その有する能力及び適性に応じ」という表現は、能力や適性に応じたサービス量しか支給しないように読みるとの指摘があつたことから、必要な人には必要なサービス量をきちんと支給するという理念が明確となるよう、この文言を削除することとしておりります。

第一に、成年後見制度利用支援事業を、その事業の重要性にかんがみ、市町村の地域生活支援事業の必須事業に格上げすることとしております。

第三に、児童デイサービスについて、利用年齢を延長してほしいとの要望があったことから、二年間に達するまで利用できるよう、特例を設けることとしております。

なお、この法律は、一部を除き、平成二十四年四月一日から施行することとしております。

以上が、本法律案の提案理由及び内容の概要であります。

○鉢呂委員長 何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申上げます。

○鉢呂委員長 ありがとうございます。

次に、三宅雪子さん。

障害者自立支援法の廃止を含め障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○三宅議員 ただいま議題となりました民主党・無所属クラブ、社会民主党・市民連合及び国民新党提出の障害者自立支援法の廃止を含め障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律案につきまして、提出者を代表して、その提案の理由及び内容の概要を御説明いたします。

障害保健福祉施策につきましては、現在、障がい者制度改革推進本部等において、障害当事者の方々を交えて、障害者自立支援法の廃止を含め、鋭意議論が進められているところであります。しかし、その見直しが実施されるまでの間にも障害者や障害児の皆様の暮らしは続いているのであり、地域生活

で、ここにこの法律案を提出することとした次第であります。

第一に、この法律は、平成二十五年八月までに障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、障害者自立支援法の廃止を含め障害保健福祉施策を見直すまでの間において、障害者及び障害児の地域生活を支援するため、関係法律の整備について定めるものであります。

第二に、障害福祉サービス等を利用した場合の負担について、利用者の家計の負担能力に応じたものとし、障害福祉サービス等に要する費用から利用者の家計の負担能力に応じて定める額を控除した額を給付することを原則とすることとしております。

第三に、発達障害者が障害者に含まれることを明示することとしております。

第四に、相談支援体制を強化するため、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを市町村に設置できることとするほか、利用者がより適切なサービスを利用できるよう支給決定手続を見直すこととしております。

第五に、現在障害種別に分かれている障害児の施設について、障害種別を超えた利用ができるよう一元化するとともに、通所による支援の実施主体を市町村とすることとしております。

第六に、政府は、障害保健福祉施策を見直すのに当たって、難病の者等に対する支援及び障害者等に対する移動支援のあり方について必要な検討を行なお。この法律は、一部を除き、平成二十四年四月一日から施行することとしております。

以上が、本法律案の提案理由及び内容の概要であります。

○鉢呂委員長 何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申上げます。

第一に、目的規定等に含まれている「その有する能力及び適性に応じ」という表現は、能力や適性に応じたサービス量しか支給しないように読みるとの指摘があつたことから、必要な人には必要なサービス量をきちんと支給するという理念が明確となるよう、この文言を削除することとしておりました。

○鉢呂委員長 ありがとうございます。